

平成25年8月28日(水)に開催した第3回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 平成25年度 収支補正予算(案)について

ア 趣旨

文化庁補助事業「大学を活用した文化芸術推進事業」に、本学の「文化施設・実演芸術団体のためのアートマネジメント実践ゼミナール」が採択されたことから、その収入及び支出を追加する収支補正予算(案)について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・補助事業の終了後も事業は継続するのか。
- ・文化・芸術研究センターの重点目標研究領域にあたるため、補助事業終了後の平成28年度以降も大学独自に引き続き行っていく予定であるが、補助期間終了後は、事業規模・予算も縮小することとなると思われる。

ウ 審議結果

以上の審議を踏まえ、議決された。

(2) 公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬の特例に関する規程の制定について

ア 趣旨

静岡県から本法人に対して、地震津波対策のための財源を確保するという県の趣旨等を考慮のうえ、給与削減について自主的に判断するよう要請があり、それを踏まえて本法人役員の給与を削減する特例規程の制定について、その承認を求める。

なお、理事長については、現在、規程上の給与月額半額の支給となっていることから、他役員より削減率が低い旨、補足された。

イ 主な意見

- ・地震・津波対策は、一時的な給与削減をして財源を捻出して行うものではなく、10年、20年先を見越して恒常的に対応することが必要である。
- ・本学でも、通信網の確保、休日の発災対応、また、周辺の住民が避難してきた場合の対応などの課題もあがっており、今後、将来を見据えて、いろいろな角度から研究しながら、発生した財源を防災対策等にあてる必要がある。

ウ 審議結果

以上の審議を踏まえ、議決された。

(3) 特任教員の設置に伴う関係規程の制定等について

ア 趣旨

第1号議案で出た文化庁の事業に伴い、特任教員に関する規程等の特任教員の設置に係る関係規程の制定等について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・大学の教員等の任期に関する法律により、教員に任期を定めるには3つの場合に限られており、今回の補助事業の特任教員は該当しない。他大学の取扱いも確認し、任期法によるものではなく、有期の契約とするものである。
- ・今回の特任教員に関する規程については、任期法との整合性の観点から、一旦議決した上で、内容を精査する必要があると考える。

- ・副理事長（学長）と相談し、不整合があれば修正するが、現在の議案で諮ることとする。

ウ 審議結果

以上の審議を踏まえ、議決された。

2 その他

(1) 学長選考会議の構成員の選出について

現学長の任期が平成 26 年 3 月で終了することに伴い、本学定款に基づいて学長選考会議を設置する必要があり、その構成員を次回の経営審議会にて選出する予定であることが説明された。

(2) 給与削減とそれに伴う今後の手続きについて

本学専任教員及びプロパー職員の給与削減について、9月の役員会及び経営審議会において、給与に関する規程改正案を諮る予定であることが説明された。

以上により議事を終了